2　取引先資格　次に該当しない者であること。
⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者
3　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成25年８月16日午後４時00分までに下記４に示す場所に提出すること。
4　問合せ先等　〒982―8799 宮城県仙台市太白区鈎取字谷地田80番　日本郵便株式会社新仙台郵便局総務部　担当　岩渕　俊成　電話022―244―8057
5　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷落札者は予定価格の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。⑸詳細は入札説明書による。
6　Summary　⑴Contracting entity : Hidemi Onodera, Postmaster of Shin-sendai Post Office, Japan Post Co., Ltd.　⑵Classification of the products to be procured : 26　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : About 3,700,000kWh Electricity to be used in Shin-sendai Post Office　⑷Supply period : From 1 October, 2013 through 30 September, 2014　⑸Delivery place : Shin-sendai Post Office of Japan Post Co., Ltd.　⑹Time limit of tender : 4 : 00 PM 16 August 2013　⑺Contact point for the notice : Toshinari Iwabuchi, Shin-sendai Post Office Co., Ltd. 80 Yachita Kagitori TaihakuWard Sendai-City, Miyagi-Pref 982―8799 Japan TEL 022―244―8057

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年６月25日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　小平田浩司

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中城湾港土砂処分場い・う・え護岸地盤改良工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県沖縄市泡瀬地先
⑷　工事内容　共通工、地盤改良工
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月26日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。なお、業務委託料がある場合、業務委託料も含めて提出すること。
⑿　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う試行工事である。
⒀　本工事は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における港湾土木工事に係る平成25・26年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,050点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については950点以上であること。
⑸　技術提案に係わる施工計画（標準案）が適正であること。
⑹　平成10年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
１）単体及び特定ＪＶの代表者は、次の①及び②の施工実績（①と②は別件工事でも良い。）
　①　作業船によるサンドコンパクションパイル工（杭径φ1,400㎜以上）を施工した実績。
　②　汚濁防止膜により環境対策を実施した施工実績（汚濁防止枠は除く）。
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、作業船によるサンドコンパクションパイル工又はサンドドレーン工を施工した実績。
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成10年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
４）配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が資料提出期限日において、原則３ヶ月以上継続してあること。
５）複数の配置予定技術者を記載した場合は、上記１）～４）の要件を全て満足する技術者が１名以上いること。なお、満足していないと通知された技術者は配置することはできない。また、記載できる人数は最大３名とする。